



認定申請受付期間：4月1日（月）～5月31日（金）

## 新商品開発チャレンジ補助金



経済活動の促進に向けて事業の発展及び多角化経営を狙い、新商品開発に取り組む町内事業者を支援する補助金制度です。

併せて、町のふるさと寄附金返礼品として新商品をご登録いただくと、補助金が加算されます。

※新商品開発：事業者が従来にない商品の開発又は既存の商品の改良若しくは改定を行うこと

### 補助金の概要

#### ●対象事業

- ・新商品開発に係る事業で、補助対象経費が1事業につき50万円以上を要するもの
- ・令和7年2月28日までにふるさと納税返礼品登録申請を含め事業を完了できるもの
- ・6月に開催予定の認定審査会で認定されたもの

#### ●対象者

- ・町内に本社又は事業所を有する中小企業者又は個人事業主
- ・認定申請時の1年前から継続して事業を行っている者等

#### ●補助対象経費

|                                |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 印刷製本費                          | パッケージ用ラベル印刷費、ポップ印刷費等          |
| 郵便料や配送料                        | 切手代、配送料等                      |
| 委託費                            | 市場調査委託費、デザイン料費                |
| 開発費                            | システム開発費、試作費、実験費、設計費、コンサルタント料等 |
| 各種許認可取得や検査に要する費用               | 営業許可申請手数料、特許取得費等              |
| 原材料費                           | 製品素材費等                        |
| 機器の賃借料                         | 機械レンタル料、機械リース料等               |
| 新商品の生産に直接必要となり、現在保有していない機器の購入費 | 調理器具購入費、製造機械購入費等              |
| その他町長が必要と認めた経費                 |                               |

#### ●補助額

補助対象経費の50%補助 ※申請は1事業者につき年度内1回限り

#### ・ふるさと寄附金返礼品の登録加算を適用する場合

1事業あたりの上限75万円

※別にふるさと寄附金返礼品審査会の承認が必要です。

#### ・ふるさと寄附金返礼品の登録加算を適用しない場合

1事業あたりの上限50万円

・補助金の交付は事業完了後になります。

### 申請・問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎ 28・0944

### 申請様式入手先

